

昭和六年法律第四十二号

無尽業法

目次

第一回 総則（第一条—第九条）	第二回 業務（第十一条—第十三条ノ二）	第三回 経理等（第十四条—第二十条）	第四回 合併、会社分割又ハ事業ノ譲渡若ハ譲受（第二十一条—第二十二条ノ五）	第五回 業務及財産ノ管理ノ委託（第二十一条ノ六—第二十二条ノ十二）
第六回 監督（第二十二条—第二十六条）	第七回 廃業及解散（第二十七条—第二十九条）	第八回 清算（第三十条—第三十三条）	第九回 無尽ノ管理（第三十四条—第三十五条）	第十回 指定紛争解決機関（第三十五条の二—第三十五条の二の三）
第十回 雜則（第三十五条の二の四—第三十五条の五）	第十一回 罰則（第三十六条—第四十三条）	第十二回 総則	第十三回 罰則（第三十六条—第四十三条）	第十四回 総則
附則	附則	附則	附則	附則

第一条 本法ニ於テ無尽ト称スルハ一定ノ口數ト 給付金額トヲ定期ニ掛金ヲ払込マシメ一口 毎ニ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者 ニ対シ金錢以外ノ財產ノ給付ヲ為スフ謂フ無尽 類似ノ方法ニ依リ金錢以外ノ財產ノ給付ヲ為ス モノ亦同ジ但シ賭博又ハ富貴ニ類似スルモノハ 此ノ限ニ在ラズ	第二条 無尽業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ 非ザレバ之ヲ當ムコトヲ得ズ	第三条 無尽ノ管理ヲ為スハ之ヲ無尽業ト 看做ス	第四条 無尽会社ハ其ノ商号中ニ無尽ナル文字ヲ 給付ヲ為ス主タル財產ノ種類ヲ示スベキ文字ヲ 用フベシ
第一項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ定 款（定期ガ電磁的記録（電子的方式、磁気の方 式其ノ他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル 方式ニ依リ作ラル記録ニシテ電子計算機ニ依 ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ以下同 ジ）ヲ以テ作成セラレタルトキハ電磁的記録 (内閣府令ニ定ムモノニ限ル)第四十一条ニ於 テ同ジ)又ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル 事項ヲ記載シタル書面)、事業方法ヲ記載シタ ル書面及無尽契約款ヲ添付シ之ヲ内閣総理大 臣ニ提出スベシ	第一項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ定 款（定期ガ電磁的記録（電子的方式、磁気の方 式其ノ他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル 方式ニ依リ作ラル記録ニシテ電子計算機ニ依 ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ以下同 ジ）ヲ以テ作成セラレタルトキハ電磁的記録 (内閣府令ニ定ムモノニ限ル)第四十一条ニ於 テ同ジ)又ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル 事項ヲ記載シタル書面)、事業方法ヲ記載シタ ル書面及無尽契約款ヲ添付シ之ヲ内閣総理大 臣ニ提出スベシ	第一項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ定 款（定期ガ電磁的記録（電子的方式、磁気の方 式其ノ他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル 方式ニ依リ作ラル記録ニシテ電子計算機ニ依 ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ以下同 ジ）ヲ以テ作成セラレタルトキハ電磁的記録 (内閣府令ニ定ムモノニ限ル)第四十一条ニ於 テ同ジ)又ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル 事項ヲ記載シタル書面)、事業方法ヲ記載シタ ル書面及無尽契約款ヲ添付シ之ヲ内閣総理大 臣ニ提出スベシ	第一項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ定 款（定期ガ電磁的記録（電子的方式、磁気の方 式其ノ他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル 方式ニ依リ作ラル記録ニシテ電子計算機ニ依 ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ以下同 ジ）ヲ以テ作成セラレタルトキハ電磁的記録 (内閣府令ニ定ムモノニ限ル)第四十一条ニ於 テ同ジ)又ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル 事項ヲ記載シタル書面)、事業方法ヲ記載シタ ル書面及無尽契約款ヲ添付シ之ヲ内閣総理大 臣ニ提出スベシ
第三条 無尽業ハ資本金ノ額五千万円以上ノ株式 会社ニシテ取締役会ヲ置クモノニ非ザレバ之ヲ 當ムコトヲ得ズ	第三条 無尽業ハ資本金ノ額五千万円以上ノ株式 会社ニシテ取締役会ヲ置クモノニ非ザレバ之ヲ 當ムコトヲ得ズ	第三条 無尽業ハ資本金及び利益準備金の額 等設置会社ニ在リテハ取締役（指名委員会等設置会 シテ其ノ弁償ノ責ニ任ズ	第三条 無尽業ハ資本金及び利益準備金の額 等設置会社ニ在リテハ取締役（指名委員会等設置会 シテ其ノ弁償ノ責ニ任ズ

第十五条 無尽会社の事業年度は、四月一日から 翌年三月三十一日までとする。 (業務報告書)	第十二条 無尽契約ヲ為スニハ書面ヲ用フル コトヲ要ス無尽契約書ニハ無尽契約款ノ全文 ヲ記載シ又ハ之ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ 但シ無尽契約款中当該無尽ニ關セザル事項ニ 付テハ此ノ限ニ在ラズ
第十六条 無尽会社は、事業年度ごとに、業務報 告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければ ならない。	第十三条 無尽会社ハ前項ノ規定ニ依リ該掛金者ノ承諾ヲ得テ 当該書面ニ記載スベキ事項ヲ電磁的方法（第十 七条第五項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ以下本 条ニ於テ同ジ）ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場 合ニ於テハ当該無尽会社ハ当該書面ヲ交付シタ ルモノト看做ス
第十七条 無尽会社は、事業年度ごとに、内閣府 令で定めるところにより、貸借対照表を作成し なればならぬ。	第十四条 無尽会社ハ前項ノ規定ニ依リ該掛金者ノ承諾ヲ得テ 当該書面ニ記載スベキ事項ヲ電磁的方法（第十 七条第五項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ以下本 条ニ於テ同ジ）ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場 合ニ於テハ当該無尽会社ハ当該書面ヲ交付シタ ルモノト看做ス
第十八条 前項の貸借対照表は、電磁的記録をもつて作 成することができる。	第十五条 前項の貸借対照表は、電磁的記録をもつて作 成することができる。
第十九条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） 第七条の二第二項乃至第四項及第十二条の四ノ 規定ハ無尽会社ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ 同法第七条の二第三項中「銀行法、この法律」 トアルハ「無尽業法、この法律」トス	第十六条 前項の規定にかかるらず、その公告方法（会 社法第二条第三十三号（定義）に規定する公告 方法をいう。以下同じ。）が第三十五条の二の二 五第一号に掲げる方法である無尽会社は、内閣 府令で定めるところにより、第1項の貸借対照 表の要旨を公告することで足りる。この場合に おいては、前項ただし書の規定を準用する。

第二十条 無尽会社ハ次ノ方法ニ依ルノ外其ノ営業 上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ズ	第二十一条 無尽会社ハ無尽ノ欠口又ハ掛金ノ払込 ヲ為サザル者アル場合ト雖モ第一回ノ抽籤、入 札其ノ他類似ノ方法ヲ行ヒタル後ハ掛金者ノ不 利益ニ給付ヲ変更シ又ハ掛金額ヲ増加スルコト ヲ得ズ
二 銀行ヘノ預ケ金	二 信託業務ヲ當ム金融機関（金融機関の信託 業務の兼當等に関する法律（昭和十八年法律 第四十三号）第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル 金融機関ヲ謂フ以下同ジ）へ内閣府令ノ定ム ル所ニ依リ為ス金銭信託
三 金銭以外ノ財產ノ給付ヲ為ス無尽ノ給付ノ 為必要ナル財產ノ取得等ニシテ内閣府令ヲ以 テ定ムルモノ	三 金銭以外ノ財產ノ給付ヲ為ス無尽ノ給付ノ 為必要ナル財產ノ取得等ニシテ内閣府令ヲ以 テ定ムルモノ
第三章 経理等	第三章 経理等
（資本準備金及び利益準備金の額）	（資本準備金及び利益準備金の額）
第十四条 無尽会社は、剩余金の配当をする場合 には、会社法（平成十七年法律第八十六号）第 一百四十条第一項」とあるのは、「第四百四十 条第一項及び無尽業法第十七条第三項」とする。	第十四条 無尽会社は、剩余金の配当をする場合 には、会社法（平成十七年法律第八十六号）第 一百四十条第一項」とあるのは、「第四百四十 条第一項及び無尽業法第十七条第三項」とする。

の行為は、この法律（第二十条において準用する銀行法の規定を含む。以下同じ。）中これに相当する規定のある場合においては、この法律の規定によりなされたものとみなす。

7 旧法の規定によつてなされた認可又は承認であつて、前項の規定により、この法律の規定によりなされたものとみなされるものについて、この法律において当該認可又は承認の有効期間を定めたものの期間は、旧法の規定によつてなされた認可又は承認の日から起算する。

10 この法律施行前（既存無尽会社については、附則第三項の規定により効力を有する旧法失効前）にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後（既存無尽会社については、附則第三項の規定により効力を有する旧法失効後）でも、なお從前の例による。

附 則（昭和二十六年六月一五日法律第二四〇号）抄

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月二三日法律第一九五号）抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から六月をこえない範囲内において政令で定める。但し、第三条、第七条、第八条並びに第九条中第三条及び第七条に係る部分、第十条、第十一條中第三条に係る部分、第十二条並びに次項から第十一项までの規定は、公布の日から施行する。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和三七年四月二〇日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年四月二日法律第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の施行の日から施行する。
(無尽業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の無尽業法第二十一条ノ四及び第二十二条ノ五の規定は、施

行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る公告及び催告並びに債権者の異議について適用し、施行日前にされた株主総会の決議に係る公告及び催告並びに債権者の異議については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとなるれる事項(銀行法附則の規定の例によりなお從前の例によることとされる事項を含む。)に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五八年一二月二日法律第七一
八号）
この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九
年七月一日から施行する。
この法律の施行の日の前日において法律の規

定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下

「関係政令」という。の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廢に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和六〇年一二月二四日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第八条（罰則に関する経過措置）

に^{つい}ては、当該各規定の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成二年六月二九日法律第六五
則) 附号

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日、施行する。

施行の日から施行する
附 則（平成六年一月一日法律第九

（施行期日） 七号抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(無尽業法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定

(施行期日) 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十一号)の施行の日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に關しては、この法律の施行後も、なお適用する。従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 (この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産物販賣法、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る法律等に関する法律による改正前の無尽業法第三条第一項の規定による改正後の無尽業法第三条第一項の免許を受けたものとみなす。)

附 則 (平成九年六月二〇日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

の不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定の他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預定期契約等に関する法律、水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づく

2 づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関
がした免許、許可、認可、承認、指定その他
処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法

等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内

閣總理大臣その他の相当の国の機関に対ししてされた申請、届出その他の行為とみなす。

その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないもの

の機関に対して報告・届出提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信

託法等の規定を適用する。
(大蔵省令等に関する経過措置)

担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての效力を有する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰（罰則に関する経過措置）としての效力を有するものとする。

則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 二号抄（平成九年一二月一二日法律第—

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第二百一十号）の施行の日から施行する。

行する
附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第
一一一号）

（施行期日）

る。(経過措置)

第二条 この法律による改正前の担保附帯信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀

法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保険法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対する申請、届出その他の行為とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する目的を以て、新規の規定に基づく命令は、新規の規定に基づく命令としての效力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めし、その五号。

る日から施行する。

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百一十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

第千三百四十四条の規定 公布の日
二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定
五 文二二三三七三一

平成十二年五月一日
附 則（平成一二年五月三一日法律第九
一號）抄

1 (施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律
(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施

行する。
附 則
(平成一三年六月二九日法律第八〇号)

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則 平成二十三年一月二八日法律第
二二九号)抄

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) 五号 手

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第二〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る）

二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

三 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定

附 則 (平成一一年五月三一日法律第九二号) 抄

(施行期日)

この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号)

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年一一月二八日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五条号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

第二十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（处分等の効力）

第二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行へ一無尽業法第十条第一号

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項及び第七十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定によるものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二一年六月二十四日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行へ一無尽業法第十条第一号

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項及び第七十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二一年六月二十四日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行へ一無尽業法第十条第一号

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項及び第七十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行へ一無尽業法第十条第一号

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条第一項及び第七十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第六十八号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年二月一日法律第七

一 号）抄

(施行期日)

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄